

## 子ども家庭相談センターのあり方について ～滋賀県社会福祉審議会 答申～

### ● 県議会答弁 (H24. 12. 3)

#### ○質問

「県としての児童専門相談の量的・質的対応を検討すべきと考えるが、所見を問う。」

#### ○知事答弁

「県の役割、また、市町からの要望も踏まえ、市町の後方支援や専門的な相談体制の強化のあり方について、児童相談所の増設も含めて早急に検討していきたい」

### ● 滋賀県社会福祉審議会での検討

#### [検討の目的]

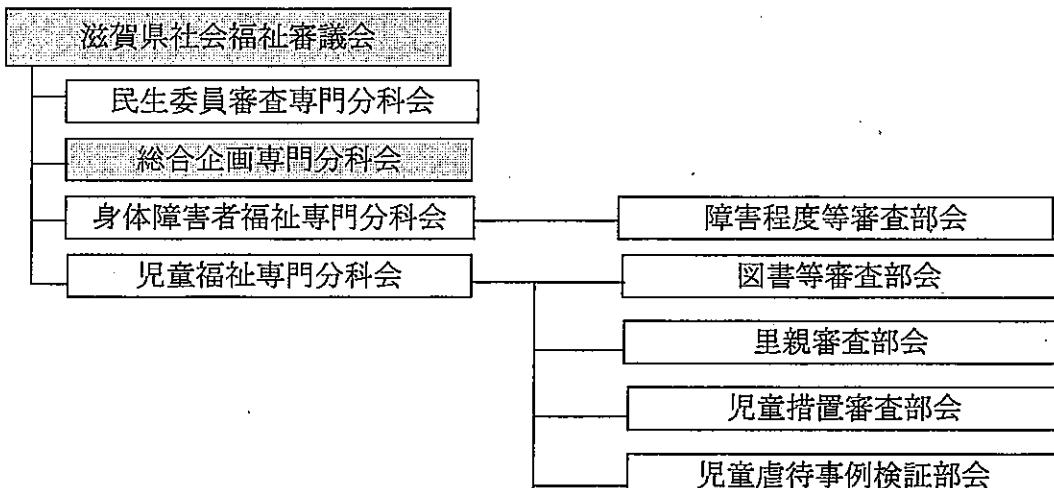
児童虐待相談が増加を続け、その内容も複雑・困難化するなど、子ども家庭相談センターの業務は量的にも質的にも変化している。センターがどのような役割を求められ、それを果たすために、いかに機能を強化し、どのような体制とすべきかを検討。

#### [検討の経過]

年月日			事 項	内 容
25	1	17	社会福祉審議会 総合企画専門分科会（第1回）	子ども家庭相談センターのあり方について（審議）
	2	4	総合企画専門分科会（第2回）	
	13		総合企画専門分科会（第3回）	
	3	1	社会福祉審議会	子ども家庭相談センターのあり方について（審議）
		8	社会福祉審議会 委員長からの答申	子ども家庭相談センターのあり方について（答申）

#### 《参考》

#### 滋賀県社会福祉審議会 組織図



## 子ども家庭相談センターのあり方について 答申の概要

検討の目的	
<p>児童虐待相談が増加を続け、その内容が複雑・困難化するなど、子ども家庭相談センターの業務は量的にも質的にも変化している。このような中、センターがどのような役割を求められ、それを果たすために、いかに機能を強化し、どのような体制とすべきかを検討した。</p>	

中央子ども家庭相談センター	彦根子ども家庭相談センター	一時保護所(両センター間に併設)
<p>所在地：草津市笠山7-4-45 建設年月：昭和59年3月 管轄市町：大津市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市 管轄内人口：862,561人 管轄内児童人口：155,991人 敷地面積：5,241.23m<sup>2</sup></p> <p>所在地：彦根市小泉町932-1 建設年月：平成11年4月 管轄市町：彦根市、長浜市、近江八幡市、米原市、東近江市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町 管轄内人口：551,837人 管轄内児童人口：98,039人 敷地面積：5,880.69m<sup>2</sup></p>		<p>中央子ども家庭相談センター 3人部屋4室(女4室) 2人部屋4室(男4室) } → 定員20人</p> <p>彦根子ども家庭相談センター 2人部屋6室(男3室、女3室) → 定員12人</p>

子ども家庭相談センターの現状	
項目	現 状
立地と管轄	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内に2センターを設置(昭和53年～)</li> <li>全国の都道府県平均と比べて、管轄規模が大きい 全国平均 滋賀県 管内人口 492,730人 &lt; 705,389人 管内児童人口 79,251人 &lt; 126,892人</li> </ul>
職員体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>72名の正規職員と、46名の嘱託職員</li> <li>児童福祉司の増員を先行して、体制強化を図ってきた 児童福祉司と児童心理司の配置人数(H24) 児童福祉司数 33人 児童心理司数 11人</li> </ul>
市町支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町が児童家庭相談の第一義的な機関である</li> <li>センターは市町の後方支援の役割を担う 市町の年間個別ケース検討会議の開催回数 全国平均 24回 &lt; 滋賀県市町平均 88回</li> </ul>
相談対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>センターも市町も児童虐待相談が増加している 死亡など重篤な児童虐待事例が発生している 非行相談も一定のニーズがある センター児童虐待相談対応件数(H23) 1,029件 児童福祉司1人あたりの対応件数(H23) 33件</li> </ul>
一時保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内2センターに一時保護所を併設</li> <li>年間を通じて、定員の7割以上を保護している 1日平均保護人数(H23) 中央子ども家庭相談センター 16.1人 彦根子ども家庭相談センター 7.2人</li> </ul>
社会的養護等	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会的養護の施設数、受け入れ可能人数が少ない 里親委託率が高い 措置後は、家族再統合の取組が重要となる 施設入所措置児童数(H25.1) 275人 里親委託児童数(H24.10) 94人</li> </ul>

今後向けて	
<p>児童家庭相談の主体である市町の現状を踏まえ、県内全体の将来を見据えた児童家庭相談体制の構築が必要。 まず、市町やセンターでの相談状況を調査し、その分析を踏まえたセンターの機能強化の具体化の検討に、早急に取り組むこと。</p>	

子ども家庭相談センターに求められる役割 ～複雑・困難化する児童虐待相談への専門的対応～	
項目	課 题
ア 市町との緊密な連携および市町への支援	センターの人員体制の強化や管轄の見直し等を図り、市町との緊密な連携と、市町への適切な支援を実施することが必要。 市町から求められる心理判定や一時保護の実施に十分に応じられる体制が必要。
イ 適切なアセスメントに基づく効果的な援助	児童福祉司と児童心理司がチームを組んで活動できる体制の整備や、児童精神科医の利活用など、児童の一時保護の中も含めたアセスメント機能の向上が必要。
ウ 確実で安全な一時保護	緊急時に迅速で確実な、子どもにとって安心のできる一時保護を実施できるよう、一時保護所の環境整備が必要。
エ 措置児童や施設および里親への支援	センターの人員体制の強化や、里親支援の仕組みの確立を図り、措置児童や施設および里親への支援に取り組むことが必要。
オ 要保護児童の問題行動等に関する相談や判定	非行問題や、発達障害に係る相談については、関係機関との連携を図ることと併せて、センターが直接関与するための、人員体制の強化や、対応する職員の専門性の向上が課題。
カ 家族再統合の取組	家族再統合の取組を進めるために、センター職員の援助技術の向上と、的確なスーパーバイズ体制が必要。

子ども家庭相談センターの機能強化の実現に向けて	
項目	提 出 方言
ア 専門職員等の人材の確保と育成	<p>①児童福祉司 ・必要なケースワークを実施するための人員体制の強化 ②児童心理司 ・子どもや保護者の心理診断を行うための人員体制の強化 ③人材育成 ・十分な研修機会の提供と、ジョブローテーションやスーパーバイズ体制の構築 ④その他 ・児童精神科医や弁護士等の確保</p>
イ 市町等と緊密に協力し、支援を迅速に行うための児童家庭相談体制の確立	<p>①市町との役割分担 ・「児童虐待ケースにおける市町と子ども家庭相談センターの役割分担の明確化に向けた指針」の効果的な運用 ②市町への支援 ・市町の児童家庭相談業務の適切な実施確保のための、助言等 ・市町職員の実務研修生としての受け入れの検討 ③関係機関との連携強化 ・小児保健医療センターとの積極的な連携 ・淡海学園や「あくる」との連携について検討</p>
ウ 一時保護機能の充実	<p>①受入体制の強化 ・緊急時に安全かつ迅速に子どもを受け入れられる体制への強化 ②個別対応を可能とする環境整備 ・保護児童の個別対応を可能とし、必要な一時保護が行える環境整備 ③一時保護中のアセスメント機能の向上 ・十分な行動観察や、各種診断が実施できる体制の整備</p>
エ 子ども家庭相談センターの増設等	<p>上記のセンター機能を効果的効率的に働かせることができる組織の規模が求められる。</p> <p>①センターの増設・管轄区域の見直し ・新たなセンターの設置 ・中央子ども家庭相談センターの分割 ・各センター間の連絡調整を行う、「中央機能」の強化 ②増設や管轄区域の見直しを行わない場合 ・2センターのままでの機能強化 ・支所の設置</p>

# **子ども家庭相談センターのあり方について 答申**

平成25年(2013年)3月

**滋賀県社会福祉審議会**

## 目 次

1	はじめに	1
2	児童家庭相談における子ども家庭相談センターの役割	1
3	児童家庭相談の現状と課題	2
	(1) 子ども家庭相談センターの概要	2
	ア 立地と管轄	
	イ 業務の概要	
	ウ 全国の設置状況との比較	
	エ 職員体制	
	(2) 子ども家庭相談センターの相談対応状況	8
	ア 相談全体	
	イ 児童虐待相談	
	(3) 子ども家庭相談センターの市町支援	13
	(4) 社会的養護	15
	(5) 一時保護および一時保護所	17
	(6) 保護者指導や家族再統合に向けた取組	19
4	子ども家庭相談センターの機能強化の方向性	20
	(1) 子ども家庭相談センターに求められる役割	20
	ア 市町との緊密な連携および市町への支援	
	イ 適切なアセスメントに基づく効果的な援助	
	ウ 確実で安全な一時保護	
	エ 措置児童や施設および里親への支援	
	オ 要保護児童の問題行動等に関する相談や判定	
	カ 家族再統合の取組	
	(2) 子ども家庭相談センターの機能強化の実現に向けて	22
	ア 専門職員等の人員体制	
	イ 市町等と緊密に協力し、支援を迅速に行うための児童家庭相談体制の確立	
	ウ 一時保護機能の充実	
	エ 子ども家庭相談センターの増設等	
5	今後に向けて	25
(参考資料)		
○	審議経過	26
○	滋賀県社会福祉審議会条例	27
○	滋賀県社会福祉審議会規程	29
○	委員名簿	32

## 1 はじめに

平成12年11月の児童虐待防止法施行以来12年を経過するが、長引く不況や、地域のつながりの希薄化等を背景に、県内の児童虐待相談件数は増加を続け、法施行当時の約3.5倍となっている。

この間、県内では、子どもが死亡するような重篤事例も発生し、その対応は一層複雑化、困難化している。

そのような中、不適切な養育から子どもの命を守り、子どもの最善の利益を図るため、県と市町および関係機関が連携した相談対応や支援が大切であり、特に、専門的な児童家庭相談を担う「子ども家庭相談センター（児童相談所）」（以下「センター」という。）の役割は一層重要となっている。

しかし、この児童家庭相談の最後の砦とでもいるべきセンターは、虐待相談の増加や困難化および権限付与に十分に応えられているのか、また、今後も現状の延長線上で、質的・量的対応について考えていくかなどの、大きな課題に迫られている。

このため、本審議会においては、センターを取り巻く現状や課題を踏まえ、中長期的な視点に立って、その機能をいかに強化し、今後の体制等はいかにあるべきかについての検討を行った。

## 2 児童家庭相談における子ども家庭相談センターの役割

児童家庭相談は、児童および妊産婦の福祉に関する相談に応じ、必要な調査や指導を行うものであり、児童福祉法に基づいている。

同法では、市町が児童家庭相談の実施機関となっており、厚生労働省の「市町村児童家庭相談援助指針」および「児童相談所運営指針」では、市町が、家庭等からの子どもに関する相談に応じる一義的な窓口であるとされている。

また、県の設置するセンターでは、社会的養護への措置や市町への助言・援助とともに、専門的な機能を活用して、要保護児童やその家族の特性に合わせた支援を行う。

児童虐待相談対応も、相談・援助活動の一つであり、市町の対応を基本としつつ、後方支援として、センターが専門的視点からの指導助言を行うこととされている。

児童虐待相談対応では特に、市町に権限のない一時保護や施設入所措置などの法的対応を必要とするケースが問題となり、センターとしては、適時、適切に介入し、子どもや保護者への支援を行う必要がある。

更に、施設入所や里親委託等の措置をされた子どもへの援助および里親や施設等への指導や助言を行う。

### 3 児童家庭相談の現状と課題

#### (1) 子ども家庭相談センターの概要

##### ア 立地と管轄

名 称	中央子ども家庭相談センター	彦根子ども家庭相談センター
所在地	草津市笠山7-4-45	彦根市小泉町932-1
建設年月	昭和59年3月	平成11年4月
管轄市町	大津市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市	彦根市、長浜市、近江八幡市、米原市、東近江市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
管内人口 (H23.10.1)	862,561人	551,837人
18歳未満人口	155,991人	98,039人
敷地面積	5,241.23 m <sup>2</sup>	5,880.69 m <sup>2</sup>
建物構造	鉄筋コンクリート造二階建	鉄筋コンクリート造二階建
児童の一時保護所	併設	併設
保護所定員	20名	12名

※ 主な部屋数等

中央：相談室4、判定室3、発達診断室1、  
来客用駐車スペース6台

彦根：相談室4、判定室2、発達診断室1、  
来客用駐車スペース3台程度

- センターは、児童福祉法に基づく児童相談所であり、都道府県、指定都市および児童相談所設置市に設置される。(児童福祉法第12条「都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。」)
- 児童相談所の設置については、児童人口や地勢、交通などを総合的に勘査して判断することとなっている。
- 建設以来、相談室や判定室等は増設されておらず、空き状況に合わせて相談や面接日を設定しなければならなくなっている。
- 職員を大幅に増員してきており、執務室のスペースが限界に近づいている。

※また、売春防止法に基づく婦人相談所および婦人保護施設（中央のみ）およびDV防止法に基づく「配偶者暴力相談支援センター」としての機能も併せ持っている。

## イ 業務の概要

### (ア) 基本的な機能

#### ① 市町援助

市町による児童家庭相談への対応について、市町相互間の連絡調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助を行う。

#### ② 相談

子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識および技術を必要とするものに応じる。

子どもおよびその家庭について、必要な調査ならびに医学的、心理学的、教育学的、社会学的および精神保健上の判定を行う。

子どもおよび保護者について、調査または判定に基づき必要な指導を行う。

#### ③ 一時保護

必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護する。

#### ④ 措置

児童福祉司による指導、施設への入所措置、里親への委託を行う。

#### ⑤ 安全確認

虐待を受けている子どもに対して、安全確認を行い、生命を守るために保護を行う。

#### ⑥ 障害児福祉

障害児に係る療育手帳の判定や特別児童扶養手当の認定診断を行う。

### (イ) 民法上の権限

#### ① 親権者の親権喪失宣告の請求や親権の一時停止の家裁への請求

#### ② 未成年後見人選任および解任の家裁への請求

### 課題

- 今後も、役割の深化や新たな権限の付与が考えられ、それらに的確に対応できるセンターが求められる。
- 相談件数の増加に対応する中で、相談室や判定室、執務室および駐車スペース等が相談件数の増加に十分に対応できていない。

## ウ 全国の設置状況との比較（管轄人口、子ども人口）

### ■都道府県児童相談所設置状況

都道府県	H24児童相談所の配置数	児童相談所の管轄人口
1 島根	5	143,479
2 鳥取	3	196,222
3 岡山	6	205,949
4 青森	6	228,890
5 山口	6	241,890
6 新潟	6	260,425
7 徳島	3	261,830
8 福島	7	289,866
9 山形	4	292,231
10 宮城	4	325,545
11 和歌山	3	334,066
12 石川	2	353,714
13 秋田	3	361,999
14 三重	5	370,945
15 宮崎	3	378,411
16 高知	2	382,228
17 京都	3	387,359
18 北海道	9	399,208
19 福井	2	403,157
20 岐阜	5	416,155
21 佐賀	2	424,894
22 長野	5	430,490
23 山梨	2	431,538
24 福岡	6	438,563
25 岩手	3	443,382
26 静岡	5	449,589
27 沖縄	3	464,273
28 愛媛	3	477,164
29 香川	2	497,921
30 群馬	4	502,017
31 兵庫	8	505,492
32 愛知	10	514,683
33 熊本	2	541,476
34 富山	2	546,624
35 神奈川	5	559,635
36 広島	3	562,302
37 鹿児島	3	568,747
38 茨城	5	593,954
39 大分	2	598,265
40 栃木	3	669,228
41 奈良	2	700,364
42 滋賀	2	705,389
43 長崎	2	713,390
44 埼玉	7	853,160
45 千葉	6	875,757
46 大阪	6	892,994
47 東京都	13	1,012,261
県平均		492,730

都道府県	H24児童相談所の配置数	児童相談所の管轄児童人口
1 島根	5	22,826
2 鳥取	3	32,000
3 岡山	6	33,581
4 青森	6	35,933
5 山口	6	37,542
6 徳島	3	39,625
7 新潟	6	41,000
8 山形	4	46,429
9 福島	7	48,780
10 秋田	3	51,889
11 宮城	4	52,760
12 和歌山	3	52,775
13 高知	2	57,676
14 石川	2	59,218
15 北海道	9	59,556
16 三重	5	61,831
17 宮崎	3	65,139
18 京都	3	66,241
19 福井	2	68,742
20 岩手	3	70,106
21 岐阜	5	70,629
22 山梨	2	71,582
23 長野	5	72,209
24 福岡	6	74,434
25 静岡	5	74,848
26 佐賀	2	75,806
27 愛媛	3	75,971
28 香川	2	79,895
29 群馬	4	83,950
30 兵庫	8	85,581
31 富山	2	86,442
32 熊本	2	88,664
33 広島	3	89,310
34 神奈川	5	89,458
35 愛知	10	93,026
36 大分	2	95,451
37 鹿児島	3	96,173
38 茨城	5	97,719
39 沖縄	3	99,572
40 栃木	3	109,454
41 奈良	2	113,607
42 長崎	2	120,049
43 滋賀	2	126,892
44 千葉	6	136,378
45 東京都	13	136,618
46 埼玉	7	136,914
47 大阪	6	149,176
県平均		79,251

人口：平成 22 年国勢調査

子ども・青少年局調べ

○管轄の人口（平成 22 年国勢調査）

全国都道府県平均 492,730 人 < 滋賀県 705,389 人

〔※参考 H23.10.1 推計人口 滋賀県 707,199 人  
(中央 862,561 人)  
(彦根 551,837 人)〕

○管轄の児童人口（平成 22 年国勢調査）

全国都道府県平均 79,251 人 < 滋賀県 126,892 人

〔※参考 H23.10.1 推計人口 滋賀県 127,015 人  
(中央 155,991 人)  
(彦根 98,039 人)〕

- ・ 全国の都道府県児童相談所の平均管轄人口が約 50 万人であるのに対して、本県のセンターは、中央が 86 万人、彦根が 55 万人であり、規模が大きい。
- ・ 同じく管轄児童人口も全国平均が約 8 万人であるのに対し、中央は 15 万 5 千人、彦根は 9 万 8 千人であり、こちらも本県センターの規模が大きい。
- ・ 高島市などのように、センターから現地までの移動に長時間をする地域が存在する。

課題

- ・ 管轄内の人口規模、児童人口規模とも全国平均より大きい。本県の人口が増加し、その差が広がる中、市町との緊密な連携や迅速な対応が可能な体制が求められる。

## 二 職員体制

■平成24年度センター・グループ別職員数 (人)

職階・グループ	中央		彦根		職員数
	職員数		職員数		
所長		1			1
次長		1			1
相談グループ	正規	18	19	正規	12
	嘱託	1		嘱託	1
虐待・DVグループ	正規	5	17	正規	4
	嘱託	12		嘱託	5
判定グループ	正規	5	12	正規	5
	嘱託	7		嘱託	3
保護担当グループ	正規	10	22	正規	9
	嘱託	12		嘱託	5
合計 (所長・次長含む)	正規	40	72	正規	32
	嘱託	32		嘱託	14
					46

子ども・青少年局調べ

- 平成24年4月現在、118名（正規72名）の職員がいる。  
 中央 児童福祉司 19名 児童心理司 6名  
 彦根 児童福祉司 14名 児童心理司 5名
- 平成14年度以降、児童福祉司18名、児童心理司2名を増員している。
- ケース数や管轄面積を考慮して、地区担当の児童福祉司を配置している。
- 児童虐待対応の初動対応については、正規職員で2班を編制（2名ずつ）でできるようにしている。
- 中央に虐待ホットラインを設け、365日・24時間、虐待通告を受け付けられる体制をとっている。
- 嘱託職員として、小児科医（中央2名、彦根1名）、精神科医（両センター各2名）のほか、児童相談員（両センター各1名）、児童虐待対応指導員（両センター各1名）、児童虐待対応保健指導員（両センター各1名）、平日夜間・休日の電話相談員（中央5名）、児童虐待・DV対応相談員（彦根1名）等を配置している。
- 母子保健や医療と連携できる体制が求められるようになってきている。

## ■児童福祉司の担当地域等

### 【中央子ども家庭相談センター】

相談担当	グループリーダー	担当区域	参事	人数
Aチーム	キャップ	大津市(志賀・葛川・伊香立・真野・堅田中学校区)	主任専門員	1
Aチーム	キャップ	大津市(仰木・日吉・唐崎中学校区)	専門員	5
		大津市(皇子山・粟津・北大路・石山・青山中学校区)	児童福祉司	
		大津市(打出・南郷・田上・瀬田・瀬田北中学校区)	児童福祉司	
			主査	
			専門員	
Bチーム	キャップ	草津市(玉川・高穂中学校区を除く)	主査	4
Bチーム	キャップ	栗東市、草津市(玉川・高穂中学校区)	児童福祉司	
		守山市、野洲市	児童福祉司	
Cチーム	キャップ	高島市	専門員	4
		甲賀市	主任主査	
		湖南市	児童福祉司	
		県外	児童福祉司	

計14名

虐待・DV対応担当	グループリーダー	専門員	人数
	女性保護入所同伴児童の対応	主任主事※	嘱託
虐待対応チーム	キャップ 高島市、大津市	主任主査	5
		主任主事※	
		主任主査	
		児童福祉司	

※同一職員

計6名

### 【彦根子ども家庭相談センター】

相談担当	グループリーダー	参事	1
	担当区域	担当者	
相談担当A	東近江市(能登川地区、五個荘地区)、日野町、竜王町	主任専門員	3
	近江八幡市	専門員	
	東近江市(能登川地区、五個荘地区を除く)	児童福祉司	
相談担当B	彦根市(中央中学校区)	主任専門員	3
	彦根市(彦根・鳥居本・稻枝中学校区)、愛荘町	主任主査	
	彦根市(東・西・南中学校区)	児童福祉司	
相談担当C	長浜市(長浜地区、浅井地区、びわ地区)	主任主査	3
	長浜市(虎姫地区、高月地区、木之本地区、余呉地区、西浅井地区)、米原市	主任主査	
	長浜市(湖北地区)、豊郷町、甲良町、多賀町	児童福祉司	

計10名

虐待・DV対応担当	グループリーダー	専門員	1
	担当区域	主担当	副担当
相談担当A管内(近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町)		児童福祉司	3
		専門員	
		児童福祉司	

計4名

合計34名  
(中央嘱託職員1名含)

**課題**

- ・ 保健・医療機関と情報共有や役割分担をする上で、センター側に、保健や医療の専門知識を有する職員の育成や配置が必要である。
- ・ より的確な子どものアセスメントを行うために、児童精神科医の配置が求められる。
- ・ 法に基づく権限の行使や、介入型の関わりに強く抵抗する保護者に対応するにあたっては、弁護士等の知識や技術が有効であると考えられ、そのような職種の職員配置の検討が必要である。
- ・ 児童福祉司と児童心理司がチームを組んでケース対応することが望ましいが、現状、児童福祉司3人に対し児童心理司1人の配置となっており、チーム編成ができない。

**(2) 子ども家庭相談センターの相談対応状況****ア 相談全体****■相談種別による経年変化**

(件)

	障害	養護	非行	育成	保健	その他	合計	児童人口	相談率
H17	1,712	877	150	293	8	1	3,041	260,314	1.17%
H18	2,200	942	170	255	3	8	3,578	257,310	1.39%
H19	1,989	1,109	119	217	0	4	3,438	256,847	1.34%
H20	2,205	1,120	157	191	0	3	3,676	256,704	1.43%
H21	2,034	1,202	137	189	4	1	3,567	255,967	1.39%
H22	2,194	1,313	146	139	4	0	3,796	255,472	1.49%
H23	2,422	1,444	150	110	2	3	4,131	254,030	1.63%

子ども・青少年局調べ

**■警察からの非行に関する通告等(平成23年度実績)**

	中央	彦根	合計
触法通告	56	29	85
ぐ犯通告	6	3	9
送致	0	1	1
合計	62	33	95

子ども・青少年局調べ

- ・ 児童人口は減っているが、相談は増加傾向にある。
- ・ 障害に関する相談が最も多く、全体の6割近くを占めている。
- ・ 障害相談の多くは、療育手帳の交付に関わるものである。
- ・ 養護相談の多くは、児童虐待対応に関わるものである。
- ・ 学校や警察との連携が必要な非行相談も一定のニーズを維持している。

## イ 児童虐待相談

○相談対応件数が増加を続けている

### ■虐待相談対応件数の経年変化

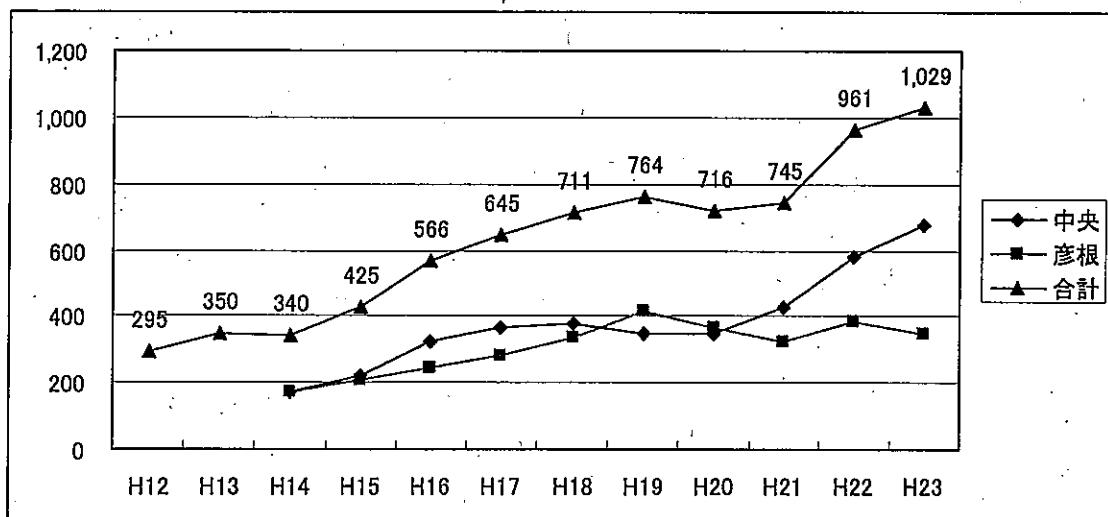
年度	滋賀県		
	中央	彦根	合計
H12			295
H13			350
H14	172	168	340
H15	219	206	425
H16	324	242	566
H17	364	281	645
H18	375	336	711
H19	348	416	764
H20	348	368	716
H21	425	320	745
H22	576	385	961
H23	679	350	1,029

年度	全国
H12	18,804
H13	24,792
H14	24,254
H15	27,600
H16	34,368
H17	34,472
H18	37,323
H19	40,639
H20	42,664
H21	44,211
H22	56,383
H23	59,862

(福島県除く)

子ども・青少年局調べ

※毎年度、支援の結果終結となるケースが数多くあるが、  
新規に把握されるケース数がそれを上回っている。



### ■市町別児童虐待対応件数（センター閑与分）

市	H20	H21	H22	H23
大津市	112	135	249	356
草津市	37	78	76	80
守山市	24	43	41	36
栗東市	30	24	31	31
甲賀市	30	42	72	66
野洲市	34	21	21	25
湖南市	25	29	50	40
高島市	56	53	34	38
管外	0	0	2	7
中央管内 計	348	425	576	679

市町	H20	H21	H22	H23
彦根市	87	76	89	69
長浜市	63	55	49	42
近江八幡市	67	54	59	50
東近江市	48	47	88	73
米原市	21	18	26	35
日野町	18	15	17	23
竜王町	7	13	15	15
愛荘町	29	31	26	23
豊郷町	7	6	7	6
甲良町	12	2	0	2
多賀町	8	2	3	3
管外	1	1	6	9
彦根管内 計	368	320	385	350

子ども・青少年局調べ

■児童福祉司 1人あたりの児童虐待対応件数

	児童福祉司数			虐待相談対応件数	1人あたり件数		
	中央	彦根	合計		中央	彦根	合計
H13	9	6	15				23.3
H14	10	7	17	350	17.2	24.0	20.0
H15	10	7	17	340	21.9	29.4	25.0
H16	10	7	17	425	32.4	34.6	33.3
H17	12	10	22	566	30.3	28.1	29.3
H18	12	10	22	645	31.3	33.6	32.3
H19	15	11	26	711	23.2	37.8	29.4
H20	17	11	28	764	20.5	33.5	25.6
H21	17	12	29	716	25.0	26.7	25.7
H22	17	12	29	745	33.9	32.1	33.1
H23	18	13	31	961	37.7	26.9	33.2
H24	19	14	33	1,029			

子ども・青少年局調べ

■児童心理司 1人あたりの児童虐待対応件数

	児童心理司数			虐待相談対応件数	1人あたり件数		
	中央	彦根	合計		中央	彦根	合計
H13	5	4	9	350			38.9
H14	5	4	9	340	34.4	42.0	37.8
H15	5	4	9	425	43.8	51.5	47.2
H16	5	4	9	566	64.8	60.5	62.9
H17	5	4	9	645	72.8	70.3	71.7
H18	5	4	9	711	75.0	84.0	79.0
H19	6	5	11	764	58.0	83.2	69.5
H20	6	5	11	716	58.0	73.6	65.1
H21	6	5	11	745	70.8	64.0	67.7
H22	6	5	11	961	96.0	77.0	87.4
H23	6	5	11	1,029	113.2	70.0	93.5
H24	6	5	11				

子ども・青少年局調べ

- 相談対応件数が増加している。特に平成20年度以降は、中央管内の大津市の増加が著しい。
- 児童福祉司1人あたりの件数は、スーパーバイザーも含めた平均値であり、実態として、年間100件以上の虐待ケースを担当する児童福祉司もいる。

○通告件数も増加している

■市町別通告受理件数

中央管内 (件)

市	H20	H21	H22	H23	計	年平均	月平均	割合(%)	H24
大津市	94	100	184	143	521	130	9.1	53.5	174
草津市	23	21	43	31	118	30	2.1	12.1	29
守山市	12	17	14	26	69	17	1.2	7.1	24
栗東市	19	21	18	28	86	22	1.5	8.8	31
甲賀市	5	12	21	38	76	19	1.3	7.8	20
野洲市	3	3	5	10	21	5	0.4	2.2	9
湖南市	4	2	22	12	40	10	0.7	4.1	9
高島市	4	0	8	1	13	3	0.2	1.3	2
管外等	5	6	13	5	29	7	0.5	3.0	11
計	169	182	328	294	973	243	17.1	100.0	309

※H20～H23は年度の実績。H24は12月末までの実績。

子ども・青少年局調べ

彦根管内

(件)

市	H20	H21	H22	H23	計	年平均	月平均	割合(%)	H24
彦根市	41	30	51	70	192	48	3.4	28.3	93
長浜市	33	25	27	18	103	26	1.8	15.2	27
近江八幡市	13	13	20	30	76	19	1.3	11.2	27
東近江市	19	20	43	52	134	34	2.4	19.8	30
米原市	10	7	16	7	40	10	0.7	5.9	9
日野町	6	2	1	6	15	4	0.3	2.2	9
竜王町	0	0	9	5	14	4	0.2	2.1	2
愛荘町	12	23	11	20	66	17	1.2	9.7	27
豊郷町	4	8	1	0	13	3	0.2	1.9	6
甲良町	4	4	0	1	9	2	0.2	1.3	0
多賀町	10	2	2	0	14	4	0.2	2.1	7
管外等	0	1	0	1	2	1	0.0	0.3	2
計	152	135	181	210	678	170	11.9	100.0	239

※H20～H23は年度の実績。H24は12月末までの実績。

子ども・青少年局調べ

- 児童虐待への県民の関心の高まりから、「隣人・知人から」の虐待通告が増加している。[H23: 231件 (通告数全体の47%)]
- いわゆる「泣き声通告」も含め、虐待通告受理後に、迅速に子どもの安全確認を行う必要があり、夜間や休日の出動も求められる。
- 安全確認後に、緊急に医療対応が必要なケースもある。

○対応ケースが困難化・複雑化している

■虐待による死亡児童数 (H15.7.1～H23.3.31)

	全 国	うち滋賀県
心中以外の虐待死	437人	7人
心中による虐待死	314人	5人
合 計	751人	12人

(県内の死亡事例の年齢別内訳)

年齢	死亡児童数	内訳	
		心中以外	心中
0歳児	5	5	0
1歳児	2	0	2
2歳児	1	1	0
3歳児	0	0	0
4歳児	1	1	0
5歳児	0	0	0
6歳児	0	0	0
7歳児以上	3	0	3
合計	12	7	5

子ども・青少年局調べ

- これまでに県内でも死亡事例が発生している。
- 経済的な困窮や地域からの孤立化などの社会問題を背景として児童虐待相談が増加する中、相談ニーズの自覚のない保護者に介入的に関わり、強い反発を受けることが多い。また、時間外や所外（家庭訪問や保護者の行きやすい場所）での長時間の面接を実施せざるを得ないケースも増えている。
- 虐待対応を行う上では、専門的な知識はもちろん、アセスメントや面接技法等に関する新たな手法を常に習得しておくことが求められており、研修実施に努めている。
- これまで支援機関との関わりの薄かった発達障害児が、児童虐待ケースとしてセンターへ係属することが少なくない。
- 障害児への児童虐待が見逃されていないか懸念される。

### 課題

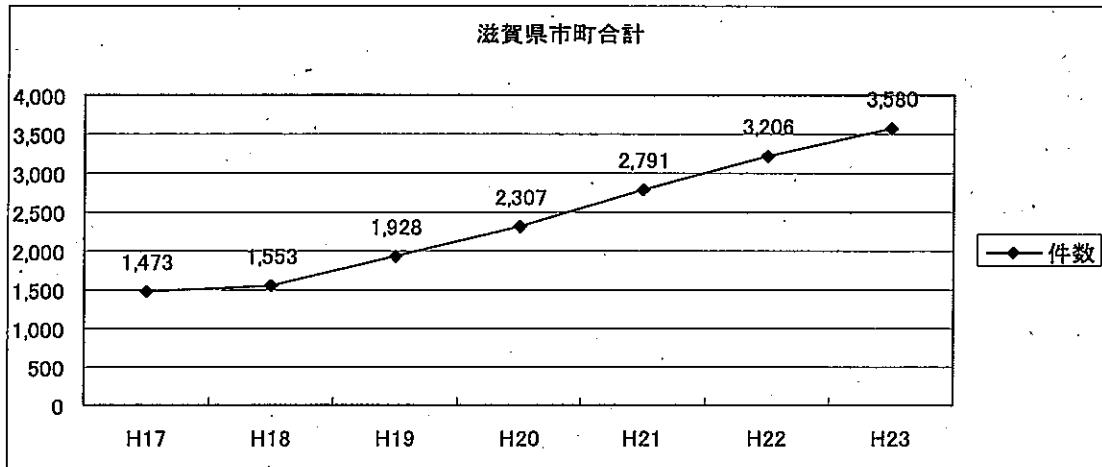
- ・ 平成18年度の児童虐待事例検証結果報告において、児童福祉司の大幅な人員増の提言を受け、その後、増員を続けたが、当時よりも職員1人あたりの相談対応件数が増加している。
- ・ 今後、更に相談対応件数が増加しても、センターでの的確な援助方針の決定やスーパーバイズが実施され、長期的な視点に立った人材育成と、効率的な業務の遂行が確保されるよう、現時点から対策を講じておくことが必要である。
- ・ 指導に対し強く抵抗する保護者も多く、緊張感の中で職員がしっかりと働ききることが出来ているのか懸念される。夜間や休日および所外での活動も多く、これは全国的な課題もあるが、適正な業務執行を確保するためにも、職員の心身両面への配慮が重要である。
- ・ 効果的な支援を行うために、障害児に関するものも含めた、児童虐待対応に関する新たな知識や技術を習得するための十分な研修機会を、絶えず確保していく必要がある。
- ・ アセスメント機能向上のために、センタースタッフの体制強化とともに、小児保健医療センターなどとの連携を進める必要がある。
- ・ 非行など、要保護児童の問題行動の相談・判定にももっと取り組めるようすべきである。
- ・ センターでの相談状況を分析して、課題を抽出する必要がある。

### (3) 子ども家庭相談センターの市町支援

#### ■虐待相談対応件数の経年変化

年度	滋賀県	全国
H17	1,473	
H18	1,553	46,416
H21	2,791	56,606
H22	3,206	67,232
H23	3,580	70,102

子ども・青少年局調べ



#### ■平成22年度要保護児童対策地域協議会の活動状況

	(回数)									
	人口30万人以上市区		人口10万人以上30万人未満市区		人口10万人未満市区		町		合計	
	全国平均	滋賀県(大津市)	全国平均	滋賀県平均	全国平均	滋賀県平均	全国平均	滋賀県平均	全国平均	滋賀県19市町平均
代表者会議	1.60	2	1.30	2.00	1.18	1.50	1.14	1.00	1.31	1.48
実務者会議	11.77	12	8.79	7.50	5.75	11.25	3.88	4.17	6.71	8.26
個別ケース検討会議	83.48	365	48.45	127.50	20.68	79.50	8.36	27.17	24.29	88.10

厚生労働省調べ

- 全市町で要保護児童対策地域協議会が設置され、個別ケース検討会議へのセンター職員の参加が求められている。
- 市町への相談件数が急速に増加しているため、市町の後方支援を担っているセンターの関与も増加している。
- 個別ケース検討会議等の中で、市町から求められる、子どもの判定や一時保護の実施に応じられないケースもある。
- 一時保護や施設から地域へ戻ることも含めて、地域での支援において、子育て支援の領域との連携が不十分である。センターの動きが見えにくくなっている。
- ケースの電子情報をセンターと市町で共有できていない。
- このような中、市町から、センター職員の増員、専門職の配置等人的支援（センター職員の市町派遣含む）、一時保護施設の充実、市町職員および家庭児童相談員の研修充実（センターでの市町職員の実務研修生としての受入を含む）、が求められている。

## 課題

- ・ 総合的な視点からの、市町の相談対応の状況を十分に把握することが重要である。
- ・ 個別のケース対応だけでなく、市町に対し、体制強化や専門性の向上についての助言等の支援を積極的に行う必要がある。
- ・ 一時保護も含め、市町との役割分担を踏まえ、県として必要な児童福祉司による助言や指導あるいは、児童心理司による判定を実施するために、人材の育成と体制の確保が必要である。
- ・ 児童虐待の未然防止につながる子育て支援施策との連携を推進すべきで、センターの職員にこの分野の知識の習得が必要である。
- ・ 将来的には、センターと市町の電子データを共有できるシステム構築を検討することが求められる。

## (参考)

### ○要保護児童

- ・ 保護者のいない児童または保護者に監護させることが不適当であると認められる児童。

### ○要保護児童対策地域協議会（「要対協」）

- ・ 児童福祉法第25条の2で市町に設置の努力義務が課せられている法定協議会で、現在、県内の全市町で設置されている。
- ・ 福祉、保健、医療、教育など関係機関（者）で構成され、要保護児童およびその保護者に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報交換を行うとともに、要保護児童およびその保護者に対する支援内容に関する協議を行っている。

### ○市町の児童虐待相談対応

- ・ 多くの市町で、家庭児童相談体制の充実（人員増・専門性の向上等）を図っている。
- ・ 各市町で、未然防止につながる子育て支援事業や乳児家庭全戸訪問事業および早期発見・早期対応につながる養育支援訪問事業や子育て短期支援事業などに取り組んでいる。
- ・ 児童虐待相談にかかる児童の内、社会的養護に移行するのはほんの一握りであり、大半が居住市町でモニタリングや支援を受けながら生活している。

### ○県（子ども・青少年局）からの市町支援

- ・ 市町に対して、要対協のスーパーバイザーを派遣している。（9市、2町）
- ・ 市町職員等を対象とした児童虐待相談等関係職員研修（12日間）や、児童福祉任用資格研修（6日間）を開催し、市町担当職員の資質向上を図っている。
- ・ 「市町向けの子ども虐待対応マニュアル」を作成し、市町に配付している。

#### (4) 社会的養護

##### ■児童養護施設等と里親

区分	施設数・登録里親数	定員 (H24.12.31現在)
乳児院	1施設	35人
児童養護施設	4施設	176人
児童自立支援施設	1施設	27人
情緒障害児短期治療施設	1施設	50人
里親(H24.12.31現在)	179家庭	—

子ども・青少年局調べ

##### ■社会的養護への措置件数

	新規措置件数		
	児童福祉施設入所	里親委託	合計
H17	29	9	38
H18	53	4	57
H19	45	4	49
H20	40	5	45
H21	47	13	60
H22	56	6	62
H23	48	14	62

子ども・青少年局調べ

##### ■平成24年3月1日現在の措置児童数

児童福祉施設	280
里親 (ファミリーホーム含む)	92
合計	372

子ども・青少年局調べ

##### ○措置児童への支援

- 措置児童数は増加している。(H21:349人 → H23:372人)
- 家庭に戻ることが困難な子どもが増えている。
- 緊急ケースであることや年齢的な問題から、措置理由等を十分に理解できないまま措置となる子どもがいる。
- 児童福祉司や児童心理司による定期面接や一時保護については、処遇が特に困難な子ども以外の実施が進んでいない。措置後に問題を起こしていない子どもとの関係ほど希薄になりがちである。
- 子どもの将来を見据え、入所児童に家庭的な雰囲気を経験させるための、里親家庭等でのホームステイ事業の拡大が求められている。

## ○ 施設への支援

- ・ 滋賀県は社会的養護の施設数が非常に少ない。
- ・ 毎年度、施設の作成する児童自立支援計画に児童福祉司の所見を加え、施設とともに子どもの支援計画を定めているが、短期間で多くのケースに対応する必要があり、十分な検討ができているとは言い難い。
- ・ 施設の抱える課題（入所児童の性の問題など）が各施設に共通するものであっても、解決のためのプロジェクトの実施は、要望のある施設での実施に留まっている。
- ・ 入所児童の個別ケース検討会議については、施設処遇上、大きな課題が出た場合のみの実施が多い。

(参考)

### ○児童養護施設等の子どもの権利擁護委員会（子ども・青少年局）

- ・ 毎年度、委員が各施設の実地調査を行い入所児童からの聞き取りを行っている。

## ○ 里親への支援

- ・ 社会的養護への措置のうち、里親委託の占める割合が、滋賀県は他の都道府県と比べて高い。児童相談所運営指針において、里親に子どもを委託した直後からの、センター職員等による里親宅の訪問などの里親支援が求められている。
- ・ 里親委託児童数は増加している。(H12：21人 → H23：93人)
- ・ 毎年度当初、児童福祉司が児童自立支援計画を策定し、子どもの支援についての認識を里親と共有するよう努めているが、多くの場合、この時期以外に里親と援助方針を確認し合うことができていない。
- ・ 子どもを、一時的に施設や他の里親が預かる、里親のレスパイト・ケアを実施している。
- ・ 委託児童の個別ケース検討会議については、処遇上、大きな課題が出た場合のみの実施が多い。
- ・ 委託された子どもの養育に疲弊してしまう里親も多い。

(参考)

### ○里親支援事業（子ども・青少年局）

- ・ 委託里親に対し、里親への支援および子どもへの心理的ケアを行う心理的ケア援助員を派遣し、里親の養育をサポートしている。

## 課題

- ・ 将来の自立を視野に、措置後の子どもに対して、その成長に応じた、措置理由等の説明に取り組むなど、施設や里親と協力しながら子どもが安心して生活できるような関わりが必要である。
- ・ 特に、自らの家庭で子どもを養護する里親に対しては、組織的な対応が出来る施設以上に、児童福祉司等の丁寧な関わりを行うことが重要である。
- ・ さらに、児童虐待の連鎖を断ち切るためにも、措置後の子どもに対する丁寧な

ケアが必要である。

里親制度の啓発や里親の募集にもっと力を入れる必要がある。

## (5) 一時保護および一時保護所

### ■市町別子どもの一時保護状況

(中央管内：実人数)

(人)

市	H20	H21	H22	H23	計	年平均	割合(%)
大津市	125	125	116	104	470	118	52.0%
草津市	26	29	35	35	125	31	13.8%
守山市	13	11	9	6	39	10	4.3%
栗東市	21	30	21	18	90	23	10.0%
甲賀市	18	16	15	14	63	16	7.0%
野洲市	4	5	7	3	19	5	2.1%
湖南市	17	15	11	11	54	14	6.0%
高島市	6	10	2	3	21	5	2.3%
管外等	10	2	2	8	22	6	2.4%
計	240	243	218	202	903	226	100.0%

子ども・青少年局調べ

(彦根管内：実人数)

(人)

市・町	H20	H21	H22	H23	計	年平均	割合(%)
彦根市	47	55	38	57	197	49	35.2%
長浜市	8	17	21	18	64	16	11.4%
近江八幡市	6	15	20	20	61	15	10.9%
東近江市	23	17	26	17	83	21	14.8%
米原市	12	27	3	6	48	12	8.6%
日野町	0	0	2	6	8	2	1.4%
竜王町	0	0	0	1	1	0	0.2%
愛荘町	7	6	1	37	51	13	9.1%
豊郷町	7	10	2	1	20	5	3.6%
甲良町	0	2	2	4	8	2	1.4%
多賀町	3	1	0	0	4	1	0.7%
管外等	2	9	0	3	14	4	2.5%
計	115	159	115	170	559	140	100.0%

子ども・青少年局調べ

(中央管内：延べ人数＝延べ日数)

(人)

市	H20	H21	H22	H23	計	年平均	1日平均
大津市	2,344	2,552	2,819	3,066	10,781	2,695	7.4
草津市	588	871	906	837	3,202	801	2.2
守山市	290	452	317	136	1,195	299	0.8
栗東市	410	1,390	804	456	3,060	765	2.1
甲賀市	398	290	780	442	1,910	478	1.3
野洲市	27	124	160	162	473	118	0.3
湖南市	526	447	363	480	1,816	454	1.2
高島市	95	356	8	184	643	161	0.4
管外等	107	72	73	173	425	106	0.3
計	4,785	6,554	6,230	5,936	23,505	5,876	16.1

定員 20

子ども・青少年局調べ

(彦根管内：延べ人数＝延べ日数)

(人)

市・町	H20	H21	H22	H23	計	年平均	1日平均
彦根市	626	531	857	986	3,000	750	2.1
長浜市	187	309	436	471	1,403	351	1.0
近江八幡市	54	337	582	342	1,315	329	0.9
東近江市	564	435	850	254	2,103	526	1.4
米原市	230	275	87	70	662	166	0.5
日野町	0	0	55	137	192	48	0.1
竜王町	0	0	0	5	5	1	0.0
愛荘町	104	201	60	514	879	220	0.6
豊郷町	162	113	14	28	317	79	0.2
甲良町	0	24	5	38	67	17	0.0
多賀町	175	15	0	0	190	48	0.1
管外等	6	353	0	52	411	103	0.3
計	2,108	2,593	2,946	2,897	10,544	2,636	7.2

定員 12  
(H22までは定員 10)

子ども・青少年局調べ

## ・ 一時保護所の部屋数等

中央 3人部屋 4室 (女4室)  
2人部屋 4室 (男4室) } → 定員 20名

彦根 2人部屋 6室 (男3室、女3室) → 定員 12名

- 本県では、社会的養護の受け皿が少ないため、施設での一時保護委託が容易でない。このため、一時保護所の役割が非常に重要となっている。
- 平均で、常に定員の7割以上が一時保護所で保護されている。
- 個別対応が必要な子どもがいることや、性別や年齢に配慮した部屋割りをしなければいけないこと、および緊急ケースの受入を想定しておかなければいけない点などから、一時保護所はほぼ満員の状況である。
- 必要な一時保護を行うために、定員を超えて一時保護をしている場合がある。

### **課題**

- ・ 緊急時に安全かつ迅速に子どもを受け入れられるようにするとともに、入所児童の特性に応じた個別対応を可能とする、一時保護所の環境整備が必要である。
- ・ 一時保護中に、子どもの特性や課題をしっかりと把握できるスタッフ体制にする必要がある。

## (6) 保護者指導や家族再統合に向けた取組

### **現状**

- ・ 家族や保護者の特性に合わせた支援が必要で、高い専門性が求められる。
- ・ 施設入所や里親委託などの親子分離後は家族再統合に向けた取り組みを行う必要があるが、十分に取り組めていない。
- ・ 保護者に対し、ペアレントトレーニングを実施しているが、準備も含めて実施には時間を要し、多くの保護者に対して実施できていない。
- ・ 措置児童の家庭復帰に当たっては、地元市町や関係機関を交えた個別ケース検討会議を行い、受入体制の整備に努めている。

### **課題**

- ・ 高い専門性を獲得するための研修機会の確保と、的確なスーパーバイズを可能とする人材の育成や確保方策の検討が必要である。
- ・ 家族再統合やペアレントトレーニングを実施するための職員スキルの向上と、専門部署創設等の検討が必要である。
- ・ 併せて、可能な保護者に対しては、子育て支援を担うN P O等が、ペアレントトレーニング等を担うような仕組み作りが求められる。

## 4 子ども家庭相談センターの機能強化の方向性

センターが抱える課題は山積し、現場は多忙を極めている。児童虐待相談件数の増加や、介入型のケースワークが必要とされるようになったことに見られるように、センターの業務は量的にも質的にも変化してきており、求められる役割を果たすための機能強化に向けた抜本的な取り組みが、今、必要となっている。

これまでに指摘した各課題の解決と、県民や市町をはじめとする関係機関の期待に応え、何よりも、子どもの最善の利益を追求し、不適切な養育から子どもの命を守るために、早急に取り組むべき、以下のセンター強化の方向性を提言する。

### (1) 子ども家庭相談センターに求められる役割

#### ～複雑化・困難化する児童虐待相談への専門的対応～

本県の児童家庭相談における喫緊の課題は、相談件数が増加を続ける児童虐待への対応である。そのことを念頭に、以下のセンターの役割を整理したものであるが、その他の課題についても、児童虐待への取り組みを進めた上で、県において取り組まれることを期待する。

##### ア 市町との緊密な連携および市町への支援

効果的な児童家庭相談を実施するためには、一時保護や施設入所措置などの強い法的権限を付与されているセンターと、児童家庭相談の一義的な窓口である市町との協力関係が重要である。また、適切な役割分担の上で援助を行うためには、各市町の児童家庭相談体制の整備・強化が不可欠であり、そのためにも、センターによる市町支援が必要となる。

しかし、現状は、人員体制やアセスメント力等の面で市町が課題を抱えていることに加え、児童虐待対応等で児童福祉司が多忙を極め、市町との連絡やケース会議の開催にも支障が出ることがあるほか、センターの管轄規模が大きく、移動距離や時間などの面からも、市町との緊密な連携が危ぶまれる状態である。また、市町から求められる判定や一時保護の実施に十分に応じられていない状況もある。

センターの人員体制の強化や管轄の見直し等を図り、市町との緊密な連携と、市町への適切な支援を実施する必要がある。

##### イ 適切なアセスメントに基づく効果的な援助

本来センターは、児童の直面している問題解決に最も適切な専門的所見を確立するために、医学（特に精神医学および小児医学）、心理学、教育学、社会学、社会福祉学等の専門的知識・技術を効果的に活用し、客観的にアセスメントを行わなければならない。

しかし、現在のセンターは、児童福祉司と児童心理司の配置比率が3対1になっているなど、児童福祉司による社会診断以外の、診断を行う体制が相対的に脆弱の中で、援助方針を決定している。

児童福祉司と児童心理司がチームを組んで活動できる体制の整備や、県内におい

て数少ない児童精神科医の利活用など、児童の一時保護中も含めたアセスメント機能の向上と、アセスメントを十分に活用した援助が実施できる体制が必要である。

#### ウ 確実で安全な一時保護

棄児や家出した子どもへの緊急対応、児童虐待からの保護、警察からの触法通告等への対応により、子どもの一時保護が必要となる。

本県は、社会的養護の施設数およびその受け入れ可能人数が少ない。このため、施設での一時保護委託が容易に出来ないなど、他府県と比べセンターの一時保護所の役割が特に大きい。

緊急時に迅速で確実な、子どもにとって安心のできる一時保護を実施できるよう、一時保護所の環境整備が必要である。

#### エ 措置児童や施設および里親への支援

児童虐待対応の結果として、社会的養護のもとで暮らす子どもが増加しており、特に近年は、家庭復帰が困難な子どもが増加している。

彼らの将来の自立を見据え、センターが、措置後の児童にも丁寧に関わり、施設や里親の養育を支援していく必要がある。

とりわけ、自らの家庭で子どもを養育する里親に対しては、より丁寧な関わりを行うことが重要であるが、この面でのセンターの取組は不十分である。

センターの人員体制の強化や、里親支援の仕組みの確立を図り、措置児童や施設および里親への支援に取り組む必要がある。

#### オ 要保護児童の問題行動等に関する相談や判定

児童虐待相談対応や療育手帳の判定業務の増大により、従前から一定のニーズのある非行に関する相談や、近年、市町や関係機関から求められることの多い発達障害児に係る相談や心理判定などには、相対的にセンターの関与が低くなっている。

これらの相談には児童虐待が潜在しているケースも少なくないと思われ、関係機関との連携を図ることと併せて、センターが直接関与するための、人員体制の強化や、対応する職員の専門性の向上が課題である。

#### カ 家族再統合の取組

措置児童が増加する中、家族再統合の取り組みが今後、益々重要になると思われる。この対象には、職権により親子分離しているケースなど、複雑・困難なものが多く、家族や保護者の特性に合わせた支援が特に必要となる。

家族再統合の取組を進めるためのセンター職員の援助技術の向上と、的確なスーパーバイズ体制が必要である。

## (2) 子ども家庭相談センターの機能強化の実現に向けて

### ア 専門職員等の人材の確保と育成

#### ① 児童福祉司

センターが子どもに関わる諸問題に対応するにあたっては、必要な調査や社会診断を行う児童福祉司が、その最前線に立つ。

近年は、増え続ける児童虐待への対応に追われ、それ自体が非常に深刻な状況であるのに加え、本来実施すべき非行相談等に十分に対応し切れていないことが強く懸念される。

また、児童虐待対応の結果として、社会的養護のもとで暮らす子どもが増加しており、措置後の彼らへのケアが重要になっているが、十分な取り組みが出来ているとは言い難い。

児童福祉司は、これまで増員がなされてきたところであるが、市町や関係機関との役割分担のもとで必要なケースワークができるよう、今後の、人員体制の強化についての検討が必要である。

#### ② 児童心理司

社会診断を行う児童福祉司と、診断面接、心理検査、観察等によって子どもや保護者の心理診断を行う児童心理司がチームを組むことによって、各子どもの特性をより正確に踏まえた援助方針の決定など、効果的な支援が可能となる。

しかしながら現状は、児童心理司が療育手帳の判定業務に追われ、先行して増員してきた児童福祉司とのチーム編成が出来ない状態である。

また、市町や関係機関からは、発達障害児や問題行動を起こす要保護児童に関する判定の要望が多くあり、施設や里親からは、措置後の子どもへの面接や判定の実施が求められているが、いずれも十分に対応できる体制はない。

以上の状況から、人員体制の強化についての検討が必要である。

#### ③ 人材育成

県では、これまでから、児童福祉司や児童心理司といった専門職の採用を実施することで、基礎的な専門性を備えた職員の確保に努めている。彼らが、実務経験を積み、援助技術を向上させ、子どもの福祉の向上に資する援助が実施できる職員となるように、十分な研修機会の提供と、ジョブローテーションやスーパーバイズ体制の構築が必要である。

また、高い専門性を身につけた職員が、児童福祉司およびその他相談担当職員の職務能力の向上のために、的確な教育・訓練・指導を行えるスーパーバイザーとなるための、研修機会の提供が必要である。

#### ④ その他

現在のセンターでは、児童福祉司による社会診断以外の診断機能が相対的に脆弱である。特に、児童精神科医による、虐待が児童の心身におよぼした影響に関する医学的な判断やその治療の機能は重要であり、確保が困難な状況ではあるが、

児童精神科医の確保が求められる。

また、臨検・捜索といった強制的な立入調査や、保護者の意に反する親子分離の手続、親権に関する家庭裁判所への請求などの司法手続を、適時適切に実施するため、弁護士等の確保が求められる。

## イ 市町等と緊密に協力し、支援を迅速に行うための児童家庭相談体制の確立

### ① 市町との役割分担

児童家庭相談の一義的な窓口機関として、県内の市町は年間に、3000件以上の児童虐待相談に対応している。また、県は、平成19年度に「児童虐待ケースにおける市町と子ども家庭相談センターの役割分担の明確化に向けた指針」を策定しており、センターと市町で、一定の役割分担がなされている。

今後一層、市町の担うべき役割は大きく、児童家庭相談体制の強化や市町職員の専門性の向上が求められる。これらをバックアップするために、管轄地域の見直しも含めたセンターの機能強化は重要な課題である。

その認識を市町と共有した上で、県は、虐待ケースのマネジメントを行う「主担当機関」と、直接支援を行う、「主たる支援機関」との関係について改めて周知するなど、この指針がより効果的に機能するよう、各市町に働きかけることが必要である。

### ② 市町への支援

県全体で、効果的な児童家庭相談が実施されるためには、市町の体制強化が前提となるが、現状、県内の市町によって児童家庭相談体制に差がある。

市町でよりよい児童家庭相談体制が構築され、保育所や学校、医療機関など地域の児童虐待対応関係機関で構成される「要保護児童対策地域協議会」が円滑に機能するなど、市町の児童家庭相談業務の適切な実施を確保するために、センターは市町に対し、助言等を行う必要がある。

また、市町の希望に基づいて、センターにおいて市町職員を実務研修生として受け入れるといったことも検討する必要がある。

### ③ 関係機関との連携強化

児童虐待対応については、各市町の要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関との連携の基で対応を行っているが、特に、命に関わるような重篤なケースはもちろん、虐待を受けたことにより心に大きな傷を負った子どもへの対応にあたっては、医療との連携が不可欠である。

県立病院である小児保健医療センターとの積極的な連携を図ることで、センターのアセスメント機能の向上や、医学的診断のための一時保護委託の実施など、より安全な子どもの保護が可能になると思われる。

また、常に一定数の相談ニーズがある非行問題への対応については、県立の児童自立支援施設である淡海学園や、非行少年等の立ち直り支援のために市町が設置している「あすくる」との連携について検討することが求められる。

## ウ 一時保護機能の充実

### ① 受入体制の強化

本県は、社会的養護の施設数およびその受け入れ可能人数が少ない。このため、施設での一時保護委託が容易でないなど、他府県と比べセンターの一時保護所の役割が特に重い。実際に、定員を超えて一時保護所で子どもを保護せざるを得ない状況が生じている。

緊急時に安全かつ迅速に子どもを受け入れられるように、体制を強化することが必要である。

### ② 個別対応を可能とする環境整備

現在の両センターの一時保護所に個室はないが、非行少年や発達障害を抱えた子どもなど、他の子どもとの同室が困難で、個室での対応が必要な子どもも少なくない。

保護児童の個別対応を可能とし、なおかつ、必要な一時保護が行える環境整備が必要である。

### ③ 一時保護中のアセスメント機能の向上

単に子どもを保護することに留まらず、その後の援助方針策定を視野に、十分な行動観察や、心理や医学といった各種診断が実施できるように、夜間も含め、一時保護所の体制を整えることが必要である。

## エ 子ども家庭相談センターの増設等

センターには、高い専門性を有する職員が、的確な判断の下で効果的な援助を実施することが常に期待されている。

センターの機能強化は、まさにこの期待に応えるためのものであり、児童福祉司や児童心理司を始めとするセンター職員の援助技術の向上を図り、子どもへの援助や市町への支援あるいは、一時保護や施設入所措置といった、センターが有する機能を高めていくことが必要である。

そして、増え続ける児童虐待相談に対応するために、こうした機能を効果的効率的に働かすことができる組織の規模が求められる。

そのことの具体化として、センターの増設が大きな課題である。

### ① センターの増設・管轄区域の見直し

機能強化のための人員の配置や、これに伴い必要となるスペースの拡充、また、一時保護所の機能拡充や市町との位置関係の見直し等の課題を解消するという点においては、一時保護所を併設したセンターを新たに設置することが効果的であると考える。

この場合、中央子ども家庭相談センターの区域を分割するなど、現在のセンターの管轄規模、地域別の児童虐待相談対応件数やその増加状況、市町や施設等との連携を考慮して、各センターの管轄する区域を検討する必要がある。

増設の場合は特に、各センターの円滑な連携のために、各センターの実情につ

いて把握し、また、連絡調整、技術的援助、情報提供、措置の調整等必要な援助を行うといった、中央子ども家庭相談センターの「中央機能」の強化を図るべきである。

センターの増設を行う場合に、各センターが十分に機能できるには、スーパーバイザーおよび児童福祉司や児童心理司等をバランス良く配置することが求められ、人員の確保が課題になると考えられる。

## ② 増設や管轄区域の見直しを行わない場合

既存の2センター体制のままで機能強化を図ることも考えられる。

この場合は、子どもや家族および市町や関係機関が、通所や来所、連絡・調整といった面で、場所や連絡先を変えることなく、これまでどおりの対応が続けられることとなる。

ただし前提として、相談件数増加に対応した相談室や判定室の増設、新たな駐車スペースの確保、一時保護所の改築および必要な人員配置に伴う執務室の拡充といったハード整備が、現在の設置場所において可能であるかどうかを検討する必要がある。

また、中央子ども家庭相談センターの管轄規模の見直しには繋がらず、管轄内の移動距離・時間に関する課題は解決されないこととなる。

さらに、支所の設置については、その管轄内の市町が、支所職員からの助言や指導を得やすくなり、市町支援の強化に繋がる面がある反面、センターとしての援助方針の決定や法的な権限の行使、一時保護の実施等を迅速に実施するためには、支所の機能では課題があると考えられる。

## 5 今後に向けて

児童虐待の問題は、子どもの命に関わる問題であり、その対応の遅れや誤りは、最悪の場合、子どもの死に繋がる。ここで言う「対応」とは、現場での職員の活動に留まらず、県や市町の体制整備も含まれる。

本審議会では、そのことを強く意識し、子どもたちの命を守るために、今、センターに何が求められているのかを真剣に話し合い、一定の課題と強化の方向性を示すに至った。

県においては、今後、この提言を受け、子どもたちの命を守っていくために、センターの機能強化を真剣に検討し取り組まれることが必要である。

その際には、センターとともに児童家庭相談の主体である市町の現状を踏まえ、県内全体の将来を見据えた児童家庭相談体制の構築が求められる。まず、市町やセンターでの相談状況を調査し、その分析を踏まえたセンターの機能強化の具体化の検討に、早急に取り組まれたい。

将来にわたってセンターが持てる機能を十分に発揮し、その任務を果たしていけるよう、県において、本審議会が明らかにした各課題の解決に誠実に取り組み、センターの機能を強化し、県民の期待に応える児童家庭相談体制を実現されることを期待する。

## (参考資料)

### 子ども家庭相談センターのあり方検討の審議経過

#### 社会福祉審議会総合企画専門分科会

	開 催 日	内 容
第1回	平成25年 1月17日	・現状と課題について
第2回	平成25年 2月 4日	・報告書の構成（案）について ・課題整理について ・センター強化の方向性について
第3回	平成25年 2月13日	・報告書（案）について

#### 社会福祉審議会

開 催 日	内 容
平成25年 3月 1日	・子ども家庭相談センターのあり方について

## 滋賀県社会福祉審議会条例

### (設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づく社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関として、滋賀県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 審議会は、法第7条第1項に定めるもののほか、法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議する。

### (任期等)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

### (委員長の職務代理)

第4条 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 法第8条第2項の特別の事項について会議を開き、議決をする場合における前2項の規定の適用については、臨時委員は、委員とみなす。

### (専門分科会)

第6条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。）に属すべき委員および臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員およ

び臨時委員の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるとき、または専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長が指名する委員または臨時委員が、その職務を代理する。

第7条 前条第2項の規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同項中「委員および臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

2 前条第3項および第4項の規定は、前項において準用する同条第2項の規定により民生委員審査専門分科会に置かれる専門分科会長について準用する。この場合において、同条第4項中「委員または臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、滋賀県健康福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

付 則

(以下略)

## 滋賀県社会福祉審議会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、滋賀県社会福祉審議会条例（平成12年県条例第42号）第9条の規定に基づき、法令等に定めるもののほか、滋賀県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

### (専門分科会)

第2条 審議会に、次の表の左欄に掲げる事項を調査・審議するため、同表の右欄に掲げる専門分科会を設けるものとする。

所 管 事 項	専門分科会名
滋賀県知事の諮問事項である「滋賀県における社会福祉の総合的、長期的な施策の方向はいかにあるべきか」についての調査、審議	総合企画専門分科会

### (審査部会)

第3条 身体障害者福祉専門分科会に、次の表の左欄に掲げる事項を審査するため、同表の右欄に掲げる審査部会を設けるものとする。

所 管 事 項	審査部会名
1 身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号） 第5条に規定する障害程度の認定および身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する医師の指定または同法施行令第3条の3に規定する医師の指定の取消しに関する事項	障害程度等審査部会
2 身体障害者福祉法第19条の2に規定する更生医療機関の指定または取消しに関する事項	

2 児童福祉専門分科会に、次の表の左欄に掲げる事項を審査するため、同表の右欄に掲げる審査部会(検証部会を含む。)を設けるものとする。

所 管 事 項	審 査 部 会 名
1 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 8 条第 7 項に規定する推薦および勧告に関する事項 2 滋賀県青少年の健全育成に関する条例(昭和 52 年滋賀県条例第 40 号)第 16 条第 1 項に規定する図書等、興行およびがん具等の推奨および制限に関する事項	図書等審査部会
児童福祉法施行令(昭和 23 年政令第 47 号)第 29 条に規定する里親の認定に関する事項	里親審査部会
1 児童福祉法施行令第 32 条第 1 項に規定する措置を探る場合において、児童若しくはその保護者の意向が当該措置と一致しないとき、または知事が滋賀県社会福祉審議会の意見を聞く必要があると認めるときの当該措置に関する事項 2 児童福祉法第 33 条第 5 項に規定する児童の一時保護に関する事項	児童措置審査部会
1 児童虐待の防止等に関する法律第 4 条第 5 項に規定する検証に関する事項 2 児童福祉法第 33 条の 15 第 3 項に規定する知事に対する意見に関する事項	児童虐待事例検証部会
3 前項に規定する審査部会に属する委員は、当該専門分科会に属する委員(臨時委員を含む。以下同じ。)のうちから、審議会の委員長が指名する。 4 審査部会に審査部会長を置き、その審査部会に属する委員の互選によって定める。 5 審査部会長は、その審査部会の事務を掌握する。	

#### (会議)

第 4 条 専門分科会または審査部会(以下「専門分科会等」という。)は、分科会長または審査部会長が招集する。

2 専門分科会等は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。ただし、専門分科会長または部会長が必要と認めたときは書面により

審議を行うことができる。

3 専門分科会等の議事は、出席した委員（前項ただし書の場合にあっては、書面による審議に参画した委員）の過半数で決し、可否同数のときは、分科会長または部会長の決するところによる。

（会議の特例）

第5条 専門分科会等（総合企画専門分科会を除く。）の決議は、これをもって審議会の決議とする。

（幹事、書記）

第6条 審議会に幹事および書記を置く。

2 幹事および書記は、別表中欄に掲げる職にある者を知事が任命し、同表右欄に掲げる事務を分掌する。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、滋賀県健康福祉部健康福祉政策課において処理する。

（その他）

第8条 この規定に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則 （略）

別 表（第6条関係）

職名	任命職名	分掌事務
幹事	健康福祉部健康福祉政策課長、健康推進課長、元気長寿福祉課長、障害者自立支援課長、子ども・青少年局長、教育委員会事務局学校教育課長、警察本部生活安全部少年課長の職にある者	審議会の運営について委員を補佐する。
書記	幹事の指定する者	幹事の命を受け、当該課（局）の所掌事務で審議会に関する事務に従事する。

## 滋賀県社会福祉審議会委員名簿

◎委員長

委員名	役職名
西村 久子	県議会厚生・産業常任委員会 委員長
江畠 弥八郎	県議会厚生・産業常任委員会 副委員長
○ 鳴川 尚	社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 会長
乾澤 正和	公益財団法人 滋賀県身体障害者福祉協会 副会長
山本 朝美	滋賀県児童成人福祉施設協議会 理事
平松 智恵子	社会福祉法人 滋賀県母子福祉のぞみ会 会長
川那部 祐昌	社団法人 滋賀県保育協議会 副会長
松葉 香世	滋賀県老人福祉施設協議会 監事
笠原 吉孝	社団法人 滋賀県医師会 会長
中村 彰彦	社団法人 滋賀県歯科医師会 副会長
廣瀬 邦彦	社団法人 滋賀県病院協会 副会長
海老澤 文代	滋賀県青少年育成県民会議 理事
山辺 朗子	龍谷大学 社会学部 教授
船川 泰裕	滋賀県青少年団体協議会 会長
臼井 郁世	公益社団法人 認知症の人と家族の会 滋賀県支部 副代表
太田 千恵子	滋賀県障害者スポーツ協会 理事
西山 順子	一般財団法人 滋賀県老人クラブ連合会 副会長
崎山 美智子	公益社団法人 滋賀県手をつなぐ育成会 副理事長
川分 洋子	滋賀県精神障害者家族会連合会 理事
長上 深雪	龍谷大学 社会学部 教授
他谷 恵津子	NPO法人子育てネットワーク志賀うりぼう 理事長
藤野 政信	公益財団法人 滋賀県人権センター副理事長
熊木 恵美子	滋賀県民生委員児童委員協議会連合会 副会長
北岡 賢剛	社会福祉法人 滋賀県社会福祉事業団 理事長
山元 明	一般社団法人 滋賀県労働者福祉協議会 専務理事
北川 陽子	滋賀県中小企業団体中央会 理事
藤澤 直広	滋賀県町村会副会長(日野町長)

**滋賀県社会福祉審議会総合企画専門分科会**  
**委員名簿**

◎分科会長

委員名	役職名
山本 朝美	滋賀県児童成人福祉施設協議会 理事
松葉 香世	滋賀県老人福祉施設協議会 監事
◎ 笠原 吉孝	社団法人 滋賀県医師会 会長
山辺 朗子	龍谷大学 社会学部 教授
臼井 郁世	公益社団法人 認知症の人と家族の会 滋賀県支部 副代表
西山 順子	一般財団法人 滋賀県老人クラブ連合会 副会長
長上 深雪	龍谷大学 社会学部 教授
他谷 恵津子	NPO法人 子育てネットワーク志賀うりぼう 理事長
藤野 政信	公益財団法人 滋賀県人権センター 副理事長
熊木 恵美子	滋賀県民生委員児童委員協議会連合会 副会長
北岡 賢剛	社会福祉法人 滋賀県社会福祉事業団 理事長
山元 明	一般社団法人 滋賀県労働者福祉協議会 専務理事
野田 正人	立命館大学 産業社会学部 教授
中村 恒晴	滋賀県市長会 事務局長
杉森 正	社団法人 滋賀県保育協議会 事務局長